

平成31年 3 月定例総会議事録

日 時 平成31年 3 月19日（火） 午前 9 時47分～午前11時40分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 法定協議事前調整申出

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

第8号議案 非農地通知について

第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

5. 閉 会

午前 9 時 47 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。平成31年度 3 月定例総会に御出席いただきましてどうもありがとうございます。皆さん御承知のとおり、昨年 4 月に月別定例総会という形でスタートいたしまして、3 月でちょうど 1 年になりますが、この 1 年間、秋吉副会長を初め、委員の皆様方のいろいろな形での御協力、本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 23 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成 31 年 3 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 7 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 36 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 4 件、報告第 4 号 法定協議事前調整申出 1 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 3 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 1 件、議案としては、第 1 号議案 取消願（農地法第 4 条の規定による許可）1 件、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 9 件、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 7 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 83 件、第 7 号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について 1 件、第 8 号議案 非農地通知について 2 件、第 9 号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について 1 件、第 10 号議案 下限面積（別段の面積）の検討について 1 件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 3 月 11 日、北部は 3 月 12 日に行っております。

また、調査会については、南部が 3 月 13 日、北部が 3 月 14 日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、6 番委員の鶴委員、7 番委員の坂井豊委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求める案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から7番までの7件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

4・5

○会長（坂井邦夫君）

ここで皆さんにお諮りします。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号4番及び5番の2件は、農協が行う農地集積円滑化事業を利用した池田委員本人の案件となっておりますので、池田委員には一時退室いただき、この2件について先に意見を伺いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、池田委員には一時退室いただき、この2件について先に意見を伺うことに決定しました。

それでは、池田委員退室してください。

〔15番池田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、この2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

池田委員の入室をお願いします。

〔15番池田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書4ページから13ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

4・5を除く1～36

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号4番及び5番を除く報告番号1番から36番までの34件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書14ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書15ページをお開きください。

報告第4号 法定協議事前調整申出

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 法定協議事前調整申出 報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書16ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書17ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書18ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）

1

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、平成30年9月に「農家住宅」を目的として、農地法第4条の規定による転用許可を受けていましたが、申請人の体調の悪化により、計画の取り消しを願出されたものです。

以上のことから、この案件については、願出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第4条の規定による許可）、審議番号1番は願出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開き下さい。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

審議番号2番から6番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番、4番、5番、6番は普通売買の案件、審議番号3番は贈与の案件です。

審議番号4番、5番については、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号4番は、農地所有適格法人が役員を一新して、利用権設定していた農地を購入する案件で、法人要件と営農の計画について確認しました。

申請人に、前代表を管理協力者としているが、体調が悪いと聞いていたため、他の協力者がいるかを確認したところ、市内に農業者1名、久留米市内の農業法人経営者1名に協力を依頼しているとの回答を得ました。

また、役員各自の農業経験について確認したところ、新代表と役員2人は農家の出身で、実家の農作業を手伝っているとのことで、新代表は骨を埋めるつもりで全力で取り組んでいくとのことでした。また、別の役員は、重機の扱いに慣れているため、農機具等の操作についても問題ないとの回答を得ました。

さらに、栽培作物の納入・販売先について確認したところ、当面は、これまでどおり農協に卸していくが、将来的には新たな販売先を開拓していきたいとの回答を得ました。

また、地域との調和要件についても確認したところ、生産組合にも入る方向で検討しており、清掃活動等には積極的に参加していくとのことでした。

最後に、地元委員から申請人に対し、今後も農業をずっと継続してほしいと思っているが、営農面での不安が残ることについて、地元の不安を取り除くために、農地法を遵守しながら、農業を継続していく旨の誓約ができるかと尋ねたところ、誓約書を提出するとの返答があり、3月18日に提出をされております。

審議番号5番は、新規就農の案件です。

申請人は、佐賀県産の食材にこだわったレストランを約30年前から経営されていますが、自家農園で栽培した安心安全な作物をお客様に提供したいという思いが強くなり、農地を取得し農業を始めたく、申請されたとのことでした。

委員からは、新規就農されることに対し、今後の活躍を期待したい旨の意見が出されました。

審議番号4番については、法人形態が株式会社であること、事業内容が農業だけであること、役員の過半が農業に常時従事すること、議決権の過半を農作業従事者である新代表が所有することから、農地所有適格法人の各要件を満たしていることを確認し、各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機

械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

審議番号5番ですけれども、この樹園地というのは、実際何を作られるわけですか。

○北部調査会長（井上文昭君）

柿園をされるそうです。現在、柿が植えてあるそうです。

○6番（鶴 敏春君）

自分で管理していくということですか。

○北部調査会長（井上文昭君）

はい。まあ、雇われることもあると思います。

○6番（鶴 敏春君）

分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。13番委員。

○13番（福田義弘君）

審議番号4番ですが、譲受人さんの耕作面積は4町4反ほどありますけれども、この面積は今回購入される4町1反を含めたところでの4町4反ですか。

○北部調査会長（井上文昭君）

はい、そうです。北部調査会の資料に作る作物等も載っておりますので、それを見てください。

○13番（福田義弘君）

実は何を言いたいかといいますと、4町1反を一度に売却されるということになれば、それなりの譲渡所得も発生し、税金も相当かかるんじゃないかなと思うし、何か別の手だて等はなかったのかなど。代表者の交替とかいろんな事情はあったと思いますが、売り渡さなければいけないとなった理由等は事務局がつかんでいますか。

○北部調査会長（井上文昭君）

事務局もつかんでおりますけど、私のほうから概略申し上げます。

この方は病気になられまして、もう全部、自分が持っていた土地を譲受人に貸してあったわけです。

子供さんに農家住宅を作って継ぐように計画されておりましたが、自分が農業を継続できないということでこういう形になったと聞いております。

○13番（福田義弘君）

そのまま利用権設定でもよかったのではないかなという気がしますけれども。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

事務局から今の北部調査会長さんの御説明について少し補足させてください。

今回、元の所有者さんですけれども、病気になられて機械とか土地とかをまとめて売却されるという御意向でございましたので、貸し借りという考え方はもう御本人にはなかったものと思っております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

13番委員、それでいいですか。

○13番（福田義弘君）

はい、いいです。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から6番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページ及び25ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議、一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議、一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び第4号議案 農地法

第5条の規定による許可申請、審議番号3番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、この2件は一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、4条の審議番号4番については、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」であるため、第1種農地イの（ア）のb。

5条の審議番号3番については、「市街化調整区域で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、4条の審議番号4番については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、第1種農地イの（イ）のeの（e）。

5条の審議番号3番については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号4番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「幼稚園の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、幼稚園を運営していますが、現在、駐車場が不足しており、支障をきたしているため、申請地を職員駐車場として整備したく申請されたものです。

申請人に、既存敷地の園庭の一部を通り、申請地を駐車場として利用する計画であるため、園児の安全対策について確認したところ、申請地は職員駐車場として利用するため、園児がいる時間帯の車の出入りはないが、園児が通路に入らないよう、園庭と車が通る通路との境に門扉を設置するとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」ということで、甲種農地ウの（イ）のdと決定してお

ります。

審議番号2番は、「貸駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地付近の病院等の従業員の方々から駐車場を探しているとの相談を受け、申請地を駐車場として整備し、貸し出すことを考え、申請されたものです。

申請人に、街灯の設置について確認したところ、検討する旨の回答を得ました。

また、申請地南側水路への被害防除について確認したところ、既設の木柵や石積みをそのまま利用し、老朽化している部分については、申請地内に、新たに木柵を設置することで河川管理者と調整済みである旨の回答を得ました。

なお、現在、申請地と水路との境界線の修正を関係部署等で協議中であり、その結果が出るまでは永久構造物の設置は難しいため、協議が終わり次第、護岸の設置を検討する旨の回答を得ました。

更に、嵩上げの盛土工について確認したところ、水路境界から最大で4mひいて法面をつくるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、2471番1については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

2474番1については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、2471番1については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）。

2474番1については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、今般、相続した実家の土地の調査をしたところ、実家敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び27ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

6

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議、一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議、一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」及び「分家住宅」の、ともに農振除外を経た案件で、この2件は一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番について、申請人は、農業を営んでいますが、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番については、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、手狭になったため、実家に隣接する申請地に分家住宅を建築することを計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番については、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のd。

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号9番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから24ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

6を除く5～9

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号6番を除く、審議番号5番から9番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、近隣の業者から駐車場の要望があったため、申請地を貸駐車場として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業の傍ら造園業を営んでいますが、現在、使用している資材置場だけでは手狭になったため、新たに資材置場として整備する事を計画し、申請されたものです。

申請人に、西側水路の一部を塞いでいる破損した板柵について確認したところ、工事の際と一緒に撤去する旨の回答を得ました。

さらに、申請地の排水路について確認したところ、素掘りの水路なので、溜枘の設置を検討するとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の管理について確認したところ、除草管理等は申請人が行い、太陽光発電設備については、パネルの販売会社と20年間で4回の定期メンテナンスに加えて、緊急時にはすぐに駆け付ける内容の契約をしており、問題が起きてもすぐに対応できる旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は農業を営んでおりますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号6番を除く、5番から9番までの4件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

土地利用計画図の14ページを見てみますと、申請地に隣接して狭小な畑がございますけれども、これは今後も畑として利用されるということでしょうね。

○会長（坂井邦夫君）

はい、事務局。

○事務局（川崎亘啓農地係主査）

申請地に隣接する狭小な畑については、別の方の所有になっておりまして、現状は一体化をしている形にはなっていますけれども、農振青地になっておりまして、現在の状況では転用ができない状態です。農業振興課に聞いたところによると、今回の見直しで白地になる予定ということでお伺いをしていますので、将来、是正等で追加で申請が上がってくると思っております。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

先ほどのこの農地につきましてですけれども、道路公団が買収された買収残の農地で三角形の青地の畑となっておりますので、通常でしたら除外をして手続しないと一緒に転用することができないのですけれども、先ほど川崎から説明がありましたとおり、見直しの対象となっているということですので、今後、御自身の敷地と一体とする形で動かれるかなとは思っております。

○13番（福田義弘君）

ということは、白地になった時点でひょっとしたら資材置き場等々に転用される可能性もあるということですよ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

はい。

○13番（福田義弘君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページ及び26ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3を除く1～4

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番を除く、審議番号1番から4番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、小学校や保育園の近くにあり、住環境が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1429番19については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

1430番3については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、1429番19については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）。

1430番3については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、手狭になり、住宅の建築を計画したところ、申請地は、実家に近く、実家の農業を一緒に行う上で最適と考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」ということで甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「通路」の農振除外を経た案件で、申請人は、申請地東側に墓地を所有していますが、墓地への通路がないため、檀家の方は佐賀市役所の支所駐車場を通り、墓参りされているとのことで、今般、支所の移転改築の計画があることから、通路の確保が必要であると考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号3番を除く、審議番号1番から4番までの3件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページから28ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9を除く5～10

○会長（坂井邦夫君）

審議番号9番を除く、審議番号5番から10番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「店舗」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、実家の美容院の手伝いをしておりますが、今般、新たに美容院を建築することを計画したところ、申請地は、自宅にも近く、交通の便や住環境も良いことから申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設や医療施設に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

申請人に、水路の清掃について確認したところ、当該地区は年に数回、水路清掃を行っており、宅地購入者には清掃に参加するよう説明するとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、教育施設や医療施設に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、橋の幅が8mあることについて確認したところ、道幅との関係で8mになっているが、スムーズな水の流れは確保できるとの説明がありました。また西側水路について確認したところ、護岸工事の際に、地元と協議しながら当該水路の浚せつ等を行うとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、763番1及び765番は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

777番1は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、763番1及び765番は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）。

777番1は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「公民館」の、農振除外を経た案件で、申請地は、閑静な住宅地であり、地区公民館を建設するのに適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（d）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「建売分譲住宅及び宅地分譲」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、工業団地や小学校に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側及び東側の農地について、現在、竹が茂っているため、今後の対応策について確認したところ、北側については、境界から2m程度は、竹が生えてこないように処理を行い、東側については、地権者からの要望もあるため、造成工事に合わせ、竹の撤去について協議していきたいとの回答を得ました。加えて、委員から譲渡人に対し、所有農地の適切な管理を行うようにとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号9番を除く、5番から10番までの5件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

では、これよりトイレ休憩に入ります。

暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○会長（坂井邦夫君）

それでは、ただいまから再開いたします。

次に、議案書29ページ及び30ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から5番までの5件：33,525㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書30ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

6・7

○会長（坂井邦夫君）

審議番号6番及び7番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番、7番の2件：11,097㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページ及び36ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

20・21・24・25

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号20番、21番、24番及び25番の4件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件は、農協が行う農地集積円滑化事業を利用した池田委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、池田委員に一時退室いただき、この4件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、池田委員には、一時退室いただき、この4件を先に審議することに決定しました。

それでは、池田委員退室してください。

〔15番池田委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号20番、21番、24番及び25番の

更新 4件：11,532㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番、21番、24番及び25番の4件については、計画案どおり承認することに決定しました。

それでは、池田委員の入室をお願いします。

〔15番池田委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書31ページから40ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

20・21・24・25を除く1～43

○会長（坂井邦夫君）

審議番号20番、21番、24番、25番を除く、審議番号1番から43番までの39件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号20番、21番、24番及び25番の4件を除く、審議番号1番から43番までの39件

新規 19件：138,448㎡

更新 20件：78,314㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この39件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この39件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この39件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番、21番、24番及び25番を除く、審議番号1番から43番までの39件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書49ページをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

69

○会長（坂井邦夫君）

審議番号69番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、山口委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、山口委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、山口委員には、一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、山口委員退室してください。

〔14番山口委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号69番

更新 1件：5,862㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号69番については、計画案どおり承認することに決定しました。

それでは、山口委員の入室をお願いします。

〔14番山口委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書40ページから53ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

69を除く44～83

○会長（坂井邦夫君）

審議番号69番を除く、審議番号44番から83番までの39件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号63番は、一般法人による解除条件付きの利用権設定の案件であるため、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、福岡県福岡市に本社を置き、現在、岩手県八幡平市と福岡県久留米市でバジル等の水耕栽培を行っていますが、再生エネルギーを活用した農業を目指しており、佐賀市の清掃工場から排出される二酸化炭素や排熱を活用して、バジル栽培をしたく申出されたものです。

なお、本年3月12日に、佐賀市と「バイオマス資源に関する利活用協定」を締結されております。

申出人に、バジルの年間収穫高と売上高について確認したところ、申出地にハウスを4棟設置し、ハウス1棟当たりの収穫高は月1.4トン、販売単価については、国産が少なく需要が高いため、フレッシュバジルでは、キロ当たりで冬場が約6,000円、夏場が約3,000円から4,000円で推移しているとの説明がありました。

また、耕作体制について確認したところ、社員2名、パート約12名を雇用して営農を行うとの回答を得ました。

その他、要件である地域農業者との役割分担や、役員の農業従事状況について確認を行いました。

以上のことから、審議番号69番を除く、審議番号44番から83番までの39件

新規 17件：137,230㎡

更新 22件：126,871㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この39件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この39件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この39件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号69番を除く、審議番号44番から83番までの39件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書54ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、調査会において審議したところ、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番、2番の2件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書56ページをお開きください。

第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）についてを議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について、調査会において審議したところ、原案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）について、調査会において審議したところ、計画案どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第9号議案 佐賀農業振興地域整備計画書（案）については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書57ページをお開きください。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について

○会長（坂井邦夫君）

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討についてを議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、原案どおり、下限面積（別段の面積）については50 a とする。ただし、大和町松梅地区及び八反原地区、富士町、三瀬村については30 a、また、「佐賀市空き家バンク制度要綱」に基づく北部山間地域における空き家バンクに登録された、空き家に付随する農地に限っては、1 m²とすることで、総会へ送ることに決定したものです。

なお、審議にあたっては、一部の委員から、今後、『空き家等情報登録制度』が市内全域を対象に始まる予定であり、空き家に付随する農地の下限面積1 m²を市内全域に適用できないかとの意見が出されました。

審議の結果、農地法における下限面積の設定については、担い手の確保や耕作放棄地の問題、空き家問題や法改正などを含め、今後の動向を見据えながら検討していくこととし、平成31年度の下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認することで総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討について、調査会において審議したところ、原案どおり下限面積（別段の面積）については50 a とする。ただし、大和町松梅地区及び八反原地区、富士町、三瀬村については30 a、また、「佐賀市空き家バンク制度要綱」に基づく北部山間地域における空き家バンクに登録された、空き家に付随する農地に限っては、1 m²とすることで総会へ送ることにしたものです。

審議の結果、農地法における下限面積の設定については、担い手の確保や耕作放棄地の問題、空き家問題や法改正などを含め、今後の動向を見据えながら検討していくこととし、平成31年度の下限面積（別段の面積）については、原案どおり承認することで総会に送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第10号議案 下限面積（別段の面積）の検討については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成31年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成31年3月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成31年3月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時40分 閉会